令和8年度　納税等カレンダー

納期限	町県民税	固定資産税	軽自動車税	国民健康保険税	後期高齢者医療保険料	上水道使用料	簡易水道使用料	下水道使用料
4月30日		1期分・全納				偶数月納入地区	大和・市場・北部	4月分
6月1日			全期分	1期分		奇数月納入地区	胫永・谷汲	5月分
6月30日	1期分・全納			2期分		偶数月納入地区	大和・市場・北部	6月分
7月31日		2期分		3期分	1期分	奇数月納入地区	胫永・谷汲	7月分
8月31日	2期分			4期分	2期分	偶数月納入地区	大和・市場・北部	8月分
9月30日				5期分	3期分	奇数月納入地区	胫永・谷汲	9月分
11月2日	3期分			6期分	4期分	偶数月納入地区	大和・市場・北部	10月分
11月30日				7期分	5期分	奇数月納入地区	胫永・谷汲	11月分
12月25日		3期分		8期分	6期分	偶数月納入地区	大和・市場・北部	12月分
2月1日	4期分			9期分	7期分	奇数月納入地区	胫永・谷汲	1月分
3月1日		4期分		10期分	8期分	偶数月納入地区	大和・市場・北部	2月分
3月25日					9期分	奇数月納入地区	胫永・谷汲	3月分

■ 町税などの納付は安全で便利な口座振替で！

【利用できる金融機関】
- ●大垣共立銀行
- ●十六銀行
- ●大垣西濃信用金庫
- ●岐阜商工信用組合
- ●いび川農業協同組合
- ●ゆうちょ銀行

【手続きの仕方】
預金口座の印鑑と通帳を持って金融機関、または役場および各振興事務所の窓口でお申込みください。

■ 町税などの納付は、スマホ決済、コンビニエンスストアが利用できます。

（詳しくは各納付書の裏面をご参照ください。）

■ 町税などの納付は期限内に！

- 口座振替の方は振替日に預貯金残高が不足していますと振替えができませんのでご注意ください。
- 町税の納付が納期限を過ぎますと延滞金が加算されます。さらに税の納付が滞りますと財産等の差押えを受けることがありますので期限内に納付してください。

上水道使用料

■ 偶数月納入地区
揖斐：（下岡島･上岡島･緑ヶ丘地区を除く）
大和：（極楽寺のみ）

■ 奇数月納入地区
揖斐：（下岡島･上岡島･緑ヶ丘地区のみ）
大和：（南方のみ）
小島・清水・北方
胫永：（粕川住宅･新栄町北地区のみ）

簡易水道使用料

■ 北部
（春日・久瀬・藤橋・坂内地区）

【お問い合せ】
□ 税務課　TEL22 - 2115
□ 住民生活課　TEL22 - 2786
□ 上下水道課　TEL22 - 2805